

証券コード 8165
平成28年3月8日

株 主 各 位

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社 **千趣会**

代表取締役社長 星野裕幸

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始予定）
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第71期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.senshukai.co.jp/soukai>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、本招集ご通知添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.senshukai.co.jp/soukai>）に掲載させていただきます。
- 当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成28年3月29日（火曜日））午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

* バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
--

事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策を背景に、経済全体では緩やかな回復基調で推移いたしましたが、中国経済をはじめとした海外景気の下振れ懸念等から、今後も不透明な経営環境が続くと予想しております。小売業界におきましては、消費増税や円安の影響を受けた生活必需品を中心とした物価上昇に伴う消費者の慎重な購買意識に加え、度重なる天候不順や暖冬の影響もあり、節約志向とともに選別消費の傾向が一層強まるなど、引き続き厳しい状況が続いております。

当連結会計年度の売上高は、消費増税や円安を原因とした消費者物価の上昇を背景に、お客様の節約志向や慎重な購買行動が続き、通信販売事業において前年度を下回り、1,343億21百万円（前期比5.8%減）となりました。

利益面に関しましては、通信販売事業において、売上不振に伴うセール販売比率の増加と在庫適正化に取り組んだ結果、売上総利益率が悪化し、営業損失は34億37百万円（前期は30億88百万円の営業利益）となりました。経常損失は25億40百万円（前期は35億49百万円の経常利益）、当期純損失は減損損失等もあり53億7百万円（前期は17億98百万円の当期純利益）となりました。

事業別概況

(通信販売事業)

カタログ及びインターネットを中心とする通信販売事業は、消費増税後の消費マインドの冷え込みが長期化したことで、当社のボリュームゾーンである中価格帯の商品が非常に伸び悩みました。また、優良顧客向けの販促施策が奏功しなかったことも売上減少の一因となり、当連結会計年度の売上高は1,139億76百万円（前期比9.0%減）となりました。

利益面に関しましては、売上減少に伴いセール販売比率が上昇、また在庫適正化による商品在庫処分の増加により売上総利益率が悪化し営業損失は45億97百万円（前期は19億21百万円の営業利益）となりました。

(ブライダル事業)

ハウスウエディングを中心とするブライダル事業の当連結会計年度の売上高は、新店舗オープンと株式会社プラネットワークを子会社化したこと等により152億81百万円（前期比19.9%増）となりました。しかしながら営業利益は、新店費用の先行発生と組単価の減少により6億82百万円（前期比18.2%減）となりました。

(法人事業)

法人向けの商品・サービスを提供する法人事業の当連結会計年度の売上高は、42億14百万円（前期比6.8%増）となりました。営業利益は3億67百万円（前期比20.9%増）となりました。

(その他)

保険・クレジットなどを主とするサービス事業と保育事業などを行うその他の事業の当連結会計年度の売上高は、保育事業において保育園を2園開園したこともあり8億48百万円（前期比58.5%増）となりました。営業利益は97百万円（前期比272.4%増）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業セグメントの名称	種類の目	第70期 平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで		第71期 平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで		前期比増減額 (△は減)	前期比増減率 (△は減)
		金額	構成比	金額	構成比		
通信販売事業	衣料品	56,468	39.6%	50,867	37.9%	△5,600	△9.9%
	インテリア	31,262	21.9	28,469	21.2	△2,792	△8.9
	生活雑貨	16,725	11.7	15,108	11.3	△1,616	△9.7
	服飾雑貨	13,739	9.7	12,214	9.1	△1,525	△11.1
	食品	5,638	4.0	5,816	4.3	177	3.1
	その他	1,461	1.0	1,499	1.1	38	2.6
	小計	125,296	87.9	113,976	84.9	△11,319	△9.0
ブライダル事業		12,750	8.9	15,281	11.4	2,531	19.9
法人事業		3,944	2.8	4,214	3.1	269	6.8
その他		534	0.4	848	0.6	313	58.5
合計		142,526	100.0	134,321	100.0	△8,205	△5.8

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、総額53億65百万円であり、そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、9億35百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成27年5月にJ.フロント リテイリング株式会社を割当先とする第三者割当増資及び自己株式の処分を行い、75億29百万円の資金を調達いたしました。

また当社は、取引金融機関と総額102億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成26年度より始まり平成30年度を最終年度とする中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を掲げ、通販市場において独自性のある確固たるポジションの構築、企業ビジョン「ウーマン・スマイル・カンパニー」にふさわしい新規事業の展開にグループを挙げて取り組んでまいりました。

しかし、長引く消費の低迷、EC市場における競争の激化などの厳しい外部経営環境下における売上・利益計画の未達、J.フロント リテイリング株式会社及びワタベウェディング株式会社との資本業務提携の実現、及び株式会社プラネットワークの100%株式取得によるグループ体制・内部環境の変化等を鑑み、基本方針は引継ぎながら戦略の一部見直しを行い、経営目標の修正を行いました。

具体的には平成30年12月期において連結売上高1,650億円、営業利益50億円、自己資本当期純利益率（ROE）7%を新たな経営目標として掲げております（変更前 連結売上高1,870億円、営業利益100億円、自己資本当期純利益率（ROE）10%）。

今後もグループ一体となった経営を一層推進し、成長と強固な収益基盤の構築により企業価値の向上を図ってまいります。

『中長期経営計画』の進捗状況

① 通信販売事業

顧客ターゲットごとに最適なP B（プライベートブランド）の展開、各P Bごとに全販売チャンネル（EC、カタログ、店舗など）を想定したMD（品揃え計画）の実施、企画から製造、販売までを行うSPA（製造小売）型商品の開発、オムニチャンネル化を目指した各販売チャンネルの改善に継続的に注力して取り組んでおります。

平成27年は9月に新基幹ブランド「BELLE MAISON DAYS（ベルメゾンデイズ）」をリリースいたしました。オリジナル商品1点1点を厳選して作り込むことに着手したブランドとして、付加価値型のオリジナル開発商品による差別化を進めております。

また、J.フロント リテイリング株式会社とのP Bの共同販売・共同開発にも取り組んでおり、昨年テスト販売を実施し、本年にはP Bブランドの百貨店での出店も予定しております。今後もP B商品の強化と販売チャンネルの拡大に注力してまいります。

これらの戦略に加えて、お客様が安心してご利用いただける通信販売事業を目指しフルフィルメント機能を強化しております。平成27年末には物流サービスの強化・効率化を目的とした美濃加茂DC（ディストリビューションセンター）が稼働を開始いたしました。

② ブライダル事業

ブライダル業界のリーディングカンパニーとしての地位を確立すべく、平成27年3月に株式会社プラネットワークを子会社化し、平成27年7月には子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとともにワタベウェディング株式会社との資本業務提携を行いました。今後、3社のシナジーを活かし経営の効率化を図りつつ、都市型・郊外型を組み合わせた新規出店・改装の継続で売上・利益を拡大してまいります。

③ 法人事業

引き続き、通販市場の拡大に合わせて、B to C 参入希望の法人顧客に向けた物流受託ビジネスの展開を強化してまいります。今後、J.フロント リテイリング株式会社との資本業務提携を踏まえた、同社グループの業務受託に向けた取組みにも注力してまいります。

④ 新規事業

平成26年度から立ち上げた保育事業の拡大に取り組んでおります。平成27年は4月に東京都大田区で新たに2園の保育園を開園いたしました。平成28年も4月に東京都文京区、千葉県船橋市での2園の開園を予定しております。今後も保育の質を重視し、事業の成長・拡大を目指してまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 68 期 (平成24年12月期)	第 69 期 (平成25年12月期)	第 70 期 (平成26年12月期)	第 71 期 (平成27年12月期)
売 上 高	145,750	141,552	142,526	134,321
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	2,765	4,631	3,549	△2,540
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	2,029	4,046	1,798	△5,307
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	46円86銭	93円43銭	41円52銭	△108円03銭
総 資 産	92,887	98,800	100,785	105,352
純 資 産	44,932	50,359	53,160	53,705
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,037円48銭	1,162円81銭	1,227円52銭	1,028円17銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)ディアーズ・ブレイン	600 ^{百万円}	100.0 %	ブライダル事業
(株)ベルネージュダイレクト	470	66.6	通信販売事業
(株)モバコレ	200	100.0	通信販売事業
(株)ベルメゾンロジスコ	100	100.0	物流システム業
千趣ロジスコ(株)	100	100.0	物流システム業
千趣会コールセンター(株)	60	100.0	テレマーケティング業

- (注) 1. 重要な子会社の状況に記載した6社を含め、連結子会社は14社であります。
 2. 株式会社プラネットワークは、平成27年3月の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
 3. 株式会社主婦の友ダイレクトは、平成27年3月31日付で第三者割当増資を行い、資本金が増加するとともに当社の議決権比率が100%から66.6%に減少しております。また、平成27年7月1日付で社名を株式会社ベルネージュダイレクトに変更しております。
 4. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ワタベウェディング(株)	4,176 ^{百万円}	34.0 %	ブライダル事業

- (注) 1. 重要な関連会社の状況に記載した1社を含め、関連会社は3社であります。
 2. ワタベウェディング株式会社は、平成27年9月の株式取得に伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。
 3. 議決権比率は間接保有も含めた保有割合であります。

④その他の重要な企業結合の状況

J.フロントリテイリング株式会社は、当社の議決権を22.6%所有しており、当社はJ.フロントリテイリング株式会社の持分法適用の関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、ブライダル事業や法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、その他として保険・クレジットなどを主とするサービス事業、保育園の運営等を行う保育事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

当社	本 社	大阪市北区
	東京本社	東京都品川区
(株)ディアーズ・ブレイン	本 社	東京都港区
(株)ベルネージュダイレクト	本 社	東京都千代田区
(株)モバコレ	本 社	東京都品川区
(株)ベルメゾンロジスコ	本 社	岐阜県可児市 美濃加茂DC 岐阜県美濃加茂市
千趣ロジスコ(株)	本 社	兵庫県西宮市 鹿沼支社 栃木県鹿沼市
千趣会コールセンター(株)	本 社	大阪市北区

(注) 平成27年12月1日付で、美濃加茂DC（ディストリビューションセンター）を開設いたしました。

(9) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

セグメント	従業員数	前期末比増減(△は減)
通信販売事業	1,264名	5名
ブライダル事業	496	156
法人事業	41	1
その他	52	14
全社(共通)	134	10
合計	1,987	186

(注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。

②当社における状況

従業員数	前期末比増減(△は減)	平均年齢	平均勤続年数
867名	△32名	41.8歳	13.7年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、子会社等への出向社員(49名)は含んでおりません。
2. 社員の定年は、満60歳であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,750 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	823
三井住友信託銀行株式会社	677
株式会社みずほ銀行	665

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 52,230,393株 |
| (3) 株主数 | 28,692名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
J.フロントリテイリング株式会社	11,815千株	22.63%
株式会社ブレストシーブ	3,650	6.99
凸版印刷株式会社	1,838	3.52
株式会社三井住友銀行	1,665	3.19
大日本印刷株式会社	1,511	2.90
株式会社みずほ銀行	1,219	2.34
千趣会グループ従業員持株会	1,097	2.10
日本生命保険相互会社	790	1.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	752	1.44
三井住友信託銀行株式会社	705	1.35

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(23,256株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

J.フロントリテイリング株式会社との資本業務提携に伴い、平成27年5月7日を払込期日とする第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分を行いました。

- ①発行新株式(普通株式)数 4,600,000株
②処分株式(普通株式)数 4,300,000株

以上の新株式発行により、発行済株式の総数は4,600,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な状況

平成26年4月3日開催の取締役会決議に基づき発行した、2019年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

新株予約権の数	1,400個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。 ・本新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初、1,048円とする。但し、転換価額は本新株予約権付社債の要項に従い、調整又は減額されることがある。
新株予約権の行使期間	平成26年5月7日から平成31年4月9日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 邊 道 夫	
取締役副社長	澤 本 荘 八	
専務取締役執行役員	朝 田 郁	事業開発担当、企画統括担当、東京本社代表、企画本部長
常務取締役執行役員	星 野 裕 幸	管理部門担当、経営企画本部長、販売企画本部長
常務取締役執行役員	杉 浦 恒 一	ベルメゾン事業統括担当、マンスリー事業担当、SPAブランド事業本部長、マンスリー事業本部長
取締役執行役員	榎 谷 一 寿	ライフスタイル事業本部長
取締役執行役員	梶 原 健 司	ファッション事業本部長
取 締 役	大 石 友 子	京都学園大学経営学部教授
取 締 役	佐 野 利 勝	
常 勤 監 査 役	中 林 義 博	
常 勤 監 査 役	前 田 政 則	
監 査 役	小 泉 英 之	公認会計士 小泉公認会計士事務所代表、日本金銭機械(株)社外監査役
監 査 役	森 本 宏	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社員、北浜法律事務所グループCEO、日本金銭機械(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役 大石友子氏の戸籍上の氏名は加藤友子です。
 3. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 4. 社外取締役 大石友子、社外監査役 小泉英之及び森本 宏の3氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

5. 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中における取締役の地位、担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
澤本 荘八	専務取締役	取締役副社長	平成27年3月27日
朝田 郁	常務取締役執行役員、東京本社代表、企画本部長	専務取締役執行役員、東京本社代表、企画本部長	平成27年3月27日
	専務取締役執行役員、東京本社代表、企画本部長	専務取締役執行役員、事業開発担当、企画統括担当、東京本社代表、企画本部長	平成27年8月1日
星野 裕幸	取締役執行役員、経営企画本部長	常務取締役執行役員、経営企画本部長	平成27年3月27日
	常務取締役執行役員、経営企画本部長	常務取締役執行役員、管理部門担当、経営企画本部長、販売企画本部長	平成27年8月1日
杉浦 恒一	取締役執行役員、販売企画本部長	取締役執行役員、販売企画本部長、マンスリー事業本部長	平成27年1月1日
	取締役執行役員、販売企画本部長、マンスリー事業本部長	常務取締役執行役員、販売企画本部長、マンスリー事業本部長	平成27年3月27日
	常務取締役執行役員、販売企画本部長、マンスリー事業本部長	常務取締役執行役員、ベルメゾン事業統括担当、マンスリー事業担当、SPAブランド事業本部長、マンスリー事業本部長	平成27年8月1日
梶原 健司	取締役執行役員、ファッション事業本部長	取締役執行役員、ファッション事業本部長、SPAブランド事業本部長	平成27年4月24日
	取締役執行役員、ファッション事業本部長、SPAブランド事業本部長	取締役執行役員、ファッション事業本部長	平成27年8月1日

7. 平成28年1月1日付をもって、次のとおり取締役の地位、担当を変更いたしました。

氏 名	異 動 前	異 動 後
田 邊 道 夫	代 表 取 締 役 社 長	取 締 役
澤 本 莊 八	取 締 役 副 社 長	取 締 役
朝 田 郁	専務取締役執行役員、事業開発担当、企画統括担当、東京本社代表、企画本部長	取 締 役
星 野 裕 幸	常務取締役執行役員、管理部門担当、経営企画本部長、販売企画本部長	代 表 取 締 役 社 長
杉 浦 恒 一	常務取締役執行役員、ベルメゾン事業統括担当、マンスリー事業担当、SPAブランド事業本部長、マンスリー事業本部長	常務取締役執行役員、ベルメゾン事業統括担当
桝 谷 一 寿	取締役執行役員、ライフスタイル事業本部長	取締役執行役員、マンスリー事業本部長
梶 原 健 司	取締役執行役員、ファッション事業本部長	取締役執行役員、東京本社代表、事業開発本部長

(2) 当事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
山 本 誠	平成27年3月27日	任 期 満 了	常 勤 監 査 役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	241百万円 (17)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	41 (10)
合 計 (うち社外役員)	14 (4)	283 (27)

- (注) 1. 上記には、平成27年3月27日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大石友子氏は、京都学園大学の経営学部教授であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小泉英之氏は、小泉公認会計士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役森本 宏氏は、弁護士法人北浜法律事務所代表社員及び北浜法律事務所グループCEOであり、同グループ所属の他の弁護士個人と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同グループの総収入における割合は、1%未満であります。また、同氏は日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大石友子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 佐野利勝	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小泉英之	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森本 宏	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 49百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 | 58百万円 |

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「ロイヤリティ報告書」に係る調査業務等を委託しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容
契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、1. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものと認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンス体制の強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。
- ②役員（取締役・監査役・執行役員）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。
- ③役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- ④会社における内部統制については、社長直轄の監査部が規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤知的財産権に関しては、事前に法務・審査部がチェックするほか、製造物責任については品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ②会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。

- ③重要な規程の改定は取締役会の承認を得て実施する。
- ④取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社の経営の根幹に係わるリスクを分類し、各リスクごとに所管部又は委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで毎月、緊急時には、所管部又は委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ②危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③取締役の不測の事態に対する体制として、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「社規」、「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
- ②取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
- ③「執行役員制度」「事業本部制」を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
- ④取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50%超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。
- ②各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ③事業子会社のうち取締役会非設置会社は、毎月開催する定例会議において各種報告を行う。事業子会社は、毎月開催する月次会議で売上・利益の報告を共有し、少なくとも年1回、当

該事業子会社の社長から当社社長へ直接報告を行う。

- ④監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。
- ⑤グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部通報に関する規程を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。
- ⑥グループ中長期経営計画を策定し、効率的に運営する。
- ⑦子会社の役員人事は人事委員会で、子会社の代表取締役は取締役会で選解任を行う。
- ⑧グループ会社は、それぞれリスクの度合いに応じて規程を整備し管理する。
- ⑨当社取締役、監査役、執行役員及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
- ②監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受けらる。
- ②常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会又は所管部から、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
- ③監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- ④監査部門が実施した内部監査の結果を報告する。
- ⑤監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。

- ⑥監査役監査を定期的を実施することにより、業務執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施する。
- ⑦必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。
- ⑧当社及びグループ会社から連絡を受けた「倫理コンプライアンス委員会」における委員長は、従業員の重大な不正行為等の事実又はその疑いがある場合は、監査役会に報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ②会社のために必要と認める場合には、予算外費用を会社は承認する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ②財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査部は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

(3) 内部統制システムの運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける、平成27年5月1日から平成27年12月31日までの運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスポリシーを制定し、イントラネット上に掲示し、全従業員が随時確認できる状態にしている。

役員及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての企業倫理ヘルプラインを通じて、役員に関しては監査委員会に、使用人に関しては倫理コンプライアンス委員会に付議し、審議している。

監査委員会の実施はなく、倫理コンプライアンス委員会では1案件が審議されている。

当社における内部統制については、内部監査規程に基づき、子会社3社と当社の1事業、1業務に対する会計・業務監査により運営状況を確認し、不備事項に対しては改善指導を実施。監査結果については、都度監査報告書として取りまとめ、全件当社社長へ報告済みである。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書取扱規程、データ管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。

会社の重要な機密事項に関しては、別途、機密文書取扱規程に基づき、厳重に管理・運用を行っている。また、経営情報・中長期経営計画・各種規程等に関しては、取締役及び監査役がイントラネット上にて常時閲覧可能な状態にしている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、毎月初に各リスク担当者よりリスクの管理状況をリスク管理統括委員会事務局に報告書を提出し、リスク管理統括委員会事務局にて取りまとめ、月1回経営会議にて報告を行っている。

危機管理における具体的な対応については、各リスク担当部署において、マニュアルの保管・整備を随時行っている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は平成18年4月より社外取締役（非常勤）制度を導入しており、会議資料及び議事録を常時閲覧可能にしている。また、当社は執行役員制度を平成13年4月より導入、事業本部制を平成22年1月より導入しており、事業本部制を導入することで、業務執行の権限と責任を明確にしている。そして、当社は、原則毎週金曜日に経営会議を開催し、合計33回開催した。

決裁事項申請に関する規程により、明確になった取締役会から委任された重要な業務の執行についての決議を実施した。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程をグループ共通の規程として改定、50%超出資の子会社に対して、親会社での事前承認事項、事前承認者をより明確にし、管理体制を整えた。また、各主管部主導による月次報告会を開催し、予実管理及び状況報告により、助言・指導・評価を行い、業務の適正化を図っている。

取締役会非設置会社である株式会社千趣会チャイルドケア及び株式会社千趣会イイハナに関しては、月毎に運営会議を開催し、経営情報の開示と重要事項についての決議を行った。また、事業子会社については月毎の月次会議で経営情報の共有と経営課題を認識し、課題解決に向けた議論を行った。当社社長へは、5月と11月に事業開発本部の全体会議を開催し、業績報告を行った。

グループ中長期経営計画に関しては、進捗度合いを月1回開催の本部長会議、四半期毎の経営報告会にて状況確認を行った。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役専任スタッフを1名置いており、監査役は監査役スタッフの人事評価を実施し、任命及び異動・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重することになっている。また、監査役スタッフに対する指揮命令権限は、監査役に帰属している。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は取締役会11回、経営会議33回全てに出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受けている。また、リスク管理統括委員会の報告を月に1回受けており、内部通報の状況は、半年毎に1回報告を受けている。取締役及び執行役員に係る内部通報である場合には、速やかに報告を受けることになっている。

そして、常勤監査役は、重要な契約書及び申請・決裁書を毎月閲覧しており、その他監査役が必要とする資料の閲覧権限がある。また、常勤監査役は、監査部の「監査報告会」に必ず出席し、内部監査結果の報告を受けている。

監査役は、当社社長と懇談会を年に2回実施し、監査法人とは意見交換会を年に5回実施している。そして、常勤監査役は、執行役員及び子会社社長等よりヒアリングを18回実施し、監査役監査を定期的を実施している。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会規程及び監査役監査基準並びに内部統制システムに係る監査の実施基準に規定し、前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じている。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務執行上の費用は、当初・修正予算で予算化しており、当社のために必要と認める場合には、予算外費用を当社は承認することになっている。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、基準に準拠した平成27年度の「基本計画書」を策定し、監査法人による検証実施後、会社承認を得て平成27年3月に確定した。確定後の計画書に従い、全社的な評価は、当社と関係会社8社、業務プロセス評価は当社の1事業、7業務サイクルを対象として実施している。また、策定済みの監査計画に基づき定期監査を実施、子会社3社と当社の1事業、1業務に対する監査を行い、監査で発見した不備事項については、改善指導を実施している。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、インターネット上の当社ウェブサイトに掲示し、役職員に周知徹底している。

7. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、平成26年1月から平成30年12月までの5年間を計画期間とする新たな中長期経営計画『Innovate for Smiles 2018』を策定し、実行してまいりましたが、1. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題にも記載のとおり、基本方針は引継ぎながら戦略の一部見直しを行い、引き続き実行してまいります。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締

役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまでも、平成23年3月30日開催の第66期定時株主総会において、有効期間を平成25年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買取防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下、「前プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買取防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買取防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成26年3月28日開催の第69期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買取等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、有効期間を平成28年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

（1）本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること及び平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(51,947)	流 動 負 債	(31,410)
現金及び預金	14,303	電 子 記 録 債 務 金	11,084
受取手形及び売掛金	4,046	買 掛 金	5,346
商品及び製品	18,025	短 期 借 入 金	2,111
原材料及び貯蔵品	146	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	450
繰延税金資産	230	リ ー ス 債 務 金	117
未 収 入 金	9,781	未 払 払 費 用	7,353
為 替 予 約	1,961	未 払 法 人 税 等	121
そ の 他	3,675	未 払 消 費 税 等	325
貸 倒 引 当 金	△222	販 売 促 進 引 当 金	402
固 定 資 産	(53,404)	そ の 他	1,618
有 形 固 定 資 産	(31,970)	固 定 負 債	(20,236)
建 物 及 び 構 築 物	16,052	新 株 予 約 権 付 社 債	7,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	981	長 期 借 入 金	9,181
工 具 、 器 具 及 び 備 品	957	リ ー ス 債 務	1,122
土 地	12,091	繰 延 税 金 負 債	1,527
リ ー ス 資 産	481	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	535
建 設 仮 勘 定	1,406	退 職 給 付 に 係 る 負 債	93
無 形 固 定 資 産	(5,097)	資 産 除 去 債 務	586
の れ ん	2,243	そ の 他	189
そ の 他	2,853	負 債 合 計	51,647
投 資 其 他 の 資 産	(16,337)	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	9,877	株 主 資 本	(57,159)
長 期 貸 付 金	1,026	資 本 金	22,304
敷 金 及 び 保 証 金	1,901	資 本 剰 余 金	23,860
繰 延 税 金 資 産	131	利 益 剰 余 金	11,009
そ の 他	3,666	自 己 株 式	△15
貸 倒 引 当 金	△265	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	(△3,481)
資 産 合 計	105,352	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,756
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,282
		土 地 再 評 価 差 額 金	△6,629
		為 替 換 算 調 整 勘 定	110
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1
		少 数 株 主 持 分	(27)
		純 資 産 合 計	53,705
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	105,352

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自 平成27年 1月 1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	134,321
売上原価	73,442
売上総利益	60,879
販売費及び一般管理費	64,316
営業損	3,437
営業外収益	
受取利息及び配当金	191
持分法による投資利益	881
債務勘定整理益	264
その他	197
営業外費用	
支払利息	188
支払手数料	308
その他	140
特別利益	2,540
固定資産売却益	18
投資有価証券売却益	23
補助金収入	150
事業譲渡益	149
特別損失	
固定資産除売却損	55
固定資産圧縮損	148
減損	993
特別退職金	414
その他	22
税金等調整前当期純損失	3,834
法人税、住民税及び事業税	163
法人税等調整額	1,343
少数株主損益調整前当期純損失	5,341
少数株主損	33
当期純損失	5,307

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年1月1日期首残高	20,359	21,038	17,086	△2,776	55,707
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,945	1,945			3,891
剰余金の配当			△728		△728
当期純損失			△5,307		△5,307
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		875		2,762	3,637
土地再評価差額金の取崩			△40		△40
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,945	2,821	△6,077	2,761	1,451
平成27年12月31日期末残高	22,304	23,860	11,009	△15	57,159

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成27年1月1日期首残高	1,261	2,780	△6,724	135	-	△2,546	-	53,160
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								3,891
剰余金の配当								△728
当期純損失								△5,307
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								3,637
土地再評価差額金の取崩								△40
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	495	△1,497	94	△24	△1	△934	27	△907
連結会計年度中の変動額合計	495	△1,497	94	△24	△1	△934	27	544
平成27年12月31日期末残高	1,756	1,282	△6,629	110	△1	△3,481	27	53,705

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(45,994)	流 動 負 債	(26,657)
現 金 及 び 預 金	9,118	電 子 記 録 債 務	11,084
受 取 手 形	140	買 掛 金	3,986
売 掛 金	3,221	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	450
商 品 及 び 製 品	17,417	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,673
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	103	リ ー ス 債 務	9
前 払 費 用	2,073	未 払 金	6,237
繰 延 税 金 資 産	71	未 払 法 人 税 等	1,523
未 収 入 金	9,741	預 り 金	34
そ の 他	4,314	販 売 促 進 引 当 金	908
貸 倒 引 当 金	△207	そ の 他	392
固 定 資 産	(47,566)	固 定 負 債	(15,470)
有 形 固 定 資 産	(22,262)	新 株 予 約 権 付 社 債	7,000
建 物	9,511	長 期 借 入 金	6,476
構 築 物	239	リ ー ス 債 務	81
機 械 及 び 装 置	951	繰 延 税 金 負 債	1,281
車 両 運 搬 具	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	535
工 具 、 器 具 及 び 備 品	772	そ の 他	97
土 地	10,787	負 債 合 計	42,128
無 形 固 定 資 産	(2,726)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	2,420	株 主 資 本	(55,024)
そ の 他	306	資 本 金	(22,304)
投 資 そ の 他 の 資 産	(22,577)	資 本 剰 余 金	(23,860)
投 資 有 価 証 券	5,871	資 本 準 備 金	14,809
関 係 会 社 株 式	9,912	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,050
長 期 貸 付 金	3,124	利 益 剰 余 金	(8,874)
そ の 他	4,194	利 益 準 備 金	1,118
貸 倒 引 当 金	△308	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,756
投 資 損 失 引 当 金	△218	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	57
資 産 合 計	93,560	特 別 償 却 準 備 金	1,479
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,219
		自 己 株 式	(△15)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(△3,592)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,758
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,278
		土 地 再 評 価 差 額 金	△6,629
		純 資 産 合 計	51,431
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	93,560

損益計算書

(自 平成27年 1月 1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		110,052
売上原価		62,162
売上総利益		47,890
販売費及び一般管理費		52,518
営業損失		4,627
営業外収益		
受取利息及び配当金	404	
債務勘定整理益	264	
その他	140	809
営業外費用		
支払利息	113	
支払手数料	308	
その他	120	542
経常損失		4,360
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	23	39
特別損失		
固定資産除売却損	42	
減損	185	
子会社株式評価損	244	
特別退職金	414	
その他	8	895
税引前当期純損失		5,217
法人税、住民税及び事業税		△149
法人税等調整額		634
当期純損失		5,701

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	資 本 剰 余 金	剰 余 金	利 益 剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金
平成27年1月1日期首残高	20,359	12,864	8,174	21,038	1,118	57	14	14,155	15,345	
事業年度中の変動額										
新株の発行	1,945	1,945		1,945						
固定資産圧縮積立金の積立						2		△2	-	
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	-	
特別償却準備金の積立							1,467	△1,467	-	
特別償却準備金の取崩							△2	2	-	
剰余金の配当								△728	△728	
当期純損失								△5,701	△5,701	
自己株式の取得										
自己株式の処分			875	875						
土地再評価差額金の取崩								△40	△40	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	1,945	1,945	875	2,821	-	0	1,465	△7,936	△6,471	
平成27年12月31日期末残高	22,304	14,809	9,050	23,860	1,118	57	1,479	6,219	8,874	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等						純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 延 損 益	土 地 評 価 差 額	再 評 価 差 額	評 価 差 額 等 計		
平成27年1月1日期首残高	△2,776	53,967	1,261	2,780	△6,724	△2,682	51,284		
事業年度中の変動額									
新株の発行		3,891					3,891		
固定資産圧縮積立金の積立		-					-		
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-		
特別償却準備金の積立		-					-		
特別償却準備金の取崩		-					-		
剰余金の配当		△728					△728		
当期純損失		△5,701					△5,701		
自己株式の取得	△0	△0					△0		
自己株式の処分	2,762	3,637					3,637		
土地再評価差額金の取崩		△40					△40		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			497	△1,501	94	△910	△910		
事業年度中の変動額合計	2,761	1,057	497	△1,501	94	△910	147		
平成27年12月31日期末残高	△15	55,024	1,758	1,278	△6,629	△3,592	51,431		

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 豊 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 和田林一毅 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林一毅 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類及び契約書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月18日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役	中林義博	Ⓔ
常勤監査役	前田政則	Ⓔ
社外監査役	小泉英之	Ⓔ
社外監査役	森本宏	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は経営基盤の強化を図るとともに、安定的な配当の維持及び業績に応じた適正な利益還元を行うことを前提に、連結配当性向30%を目安として株主の皆様へ利益配分を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額 208,828,548円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年3月31日

なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当金4円と合わせ8円となります。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役を1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	星野裕幸 (昭和34年12月10日生)	昭和57年9月 当社入社 平成18年3月 当社執行役員 平成20年1月 当社東京事業本部長 平成21年3月 当社取締役執行役員 平成22年12月 ㈱モバコレ代表取締役社長 平成23年1月 当社事業開発本部長 平成25年1月 当社経営企画本部長 平成27年3月 当社常務取締役執行役員 平成27年8月 当社管理部門担当、経営企画本部長、販売企画本部長 平成28年1月 当社代表取締役社長（現任）	6,400株
2	杉浦恒一 (昭和33年11月5日生)	昭和56年3月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員 当社ライフスタイル事業本部長、ライフスタイル事業本部ファブリック開発部長兼ファニチャー開発部長 平成23年1月 当社商品開発本部長 平成26年1月 当社販売企画本部長 平成26年3月 当社取締役執行役員 平成27年1月 当社マンスリー事業本部長 平成27年3月 当社常務取締役執行役員（現任） 平成27年8月 当社ベルメゾン事業統括担当、マンスリー事業担当、SPAブランド事業本部長、マンスリー事業本部長 平成28年1月 当社ベルメゾン事業統括担当（現任）	6,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	ます たい かず ひさ 栴 合 一 寿 (昭和32年8月1日生)	昭和58年12月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員 当社ライフスタイル事業本部副本部長、ライフスタイル事業本部事業企画部長 平成23年1月 当社カタログ事業本部長 平成24年1月 当社カタログ事業本部長、E C事業本部長 平成25年1月 当社販売企画本部長 平成26年1月 当社ライフスタイル事業本部長 平成26年3月 当社取締役執行役員(現任) 平成28年1月 当社マンスリー事業本部長(現任)	5,500株
4	かじ わら けん じ 梶 原 健 司 (昭和36年6月20日生)	昭和63年8月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員 ファッション事業本部副本部長 平成22年1月 当社ベルメゾンネット推進室長 平成23年1月 当社E C事業本部副本部長、E C事業本部E C事業企画部長 平成23年8月 当社E C事業本部E C販売企画部長 平成25年1月 当社販売企画本部副本部長 平成26年1月 当社ファッション事業本部長 平成27年3月 当社取締役執行役員(現任) 平成27年4月 当社ファッション事業本部長、SPAブランド事業本部長 平成27年8月 当社ファッション事業本部長 平成28年1月 当社東京本社代表、事業開発本部長(現任)	1,800株

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
※ 5	内 藤 剛 志 (昭和37年11月14日生)	昭和61年 3 月 当社入社 平成18年 7 月 当社業務企画部長 平成20年 1 月 当社業務本部長 平成20年 3 月 当社執行役員（現任） 平成21年 7 月 当社業務本部長、業務本部業務企画部長 平成22年 1 月 当社業務本部長、業務本部業務企画部長、業務本部物流企画部長 平成23年 1 月 当社経営企画本部長、経営企画本部人事部長 平成25年 1 月 当社事業開発本部長 平成25年11月 ㈱千趣会チャイルドケア代表取締役社長（現任） 平成28年 1 月 当社経営企画本部長（現任）	7,700株
6	大 石 友 子 (昭和29年11月8日生)	昭和52年 4 月 ㈱ヤマハ音楽振興会に勤務 昭和63年 2 月 ㈱横浜市女性協会に勤務 平成 9 年 6 月 ㈱女性労働協会に勤務 平成13年 4 月 京都学園大学経営学部教授（現任） 平成18年 3 月 当社取締役（現任） 平成23年 4 月 京都学園大学経営学部長	0株
7	佐 野 利 勝 (昭和20年7月12日生)	昭和44年 6 月 ㈱三井銀行（現、㈱三井住友銀行）入行 平成 9 年 6 月 ㈱さくら銀行（現、㈱三井住友銀行）取締役資金証券企画部長 平成12年 4 月 同行常務執行役員名古屋支店長 平成13年 4 月 三井生命保険㈱（現、三井生命保険㈱）常務執行役員 平成13年 7 月 同社取締役常務執行役員 平成17年 6 月 SMBCコンサルティング㈱代表取締役社長 平成20年 3 月 当社取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※8	いま じゅん たか ひろ博 (昭和46年7月31日生)	平成7年4月 ㈱大丸入社 平成25年3月 ㈱大丸松坂屋百貨店 大丸東京店 営業2部長 平成25年9月 同社大丸東京店営業推進部長 平成26年9月 J.フロント リテイリング㈱経営戦略統 括部部長経営企画担当 平成27年5月 同社執行役員、経営戦略統括部部長経営 企画担当(現任) 平成27年6月 フォーレスト㈱取締役(現任) 平成28年3月 J.フロント リテイリング㈱執行役員、 経営戦略統括部部長グループ経営戦略 推進担当(予定)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 大石友子、佐野利勝及び今津貴博の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大石友子氏の戸籍上の氏名は加藤友子です。
4. 大石友子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。佐野利勝氏は、主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験等を経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。今津貴博氏については、J.フロント リテイリング㈱の経営戦略部門に在籍し、事業経営に精通しており、当社の事業に対して必要な協力、助言、提案等を行っていただくため選任をお願いするものであります。同氏が執行役員を務めるJ.フロント リテイリング㈱は、当社の主要株主及び資本業務提携先であります。また、同氏が取締役を務めるフォーレスト㈱は、J.フロント リテイリング㈱の子会社で、主に文具や事務用品等の通信販売を営んでおります。
5. 今津貴博氏以外の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 佐野利勝氏の出身元SMBCコンサルティング㈱との直近事業年度における当社と同社との当該取引金額の割合は、同社の売上高に対して0.1%未満であります。
7. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大石友子氏は10年、佐野利勝氏は8年となります。

8. 当社は、大石友子及び佐野利勝の両氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、その契約を継続する予定であります。また、今津貴博氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、大石友子氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、平成28年2月4日の当社取締役会にて、佐野利勝氏を独立役員として指定し、金融商品取引所に独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
増井高一 ますいこういち (昭和25年11月17日生)	昭和61年3月 公認会計士登録 昭和61年7月 税理士登録 昭和62年7月 公認会計士 増井高一事務所設立、同事務所代表 (現任) 平成元年1月 マス・マネジメント(株)設立、同社代表取締役(現任)	0株

- (注) 1. 増井高一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 増井高一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 増井高一氏は、公認会計士及び税理士として長年培われた財務及び会計に関する知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消することができることとさせていただきます。
5. 増井高一氏が選任され、監査役に就任した場合には、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」により構成されていましたが、本議案は、新たに取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）に対する「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額400百万円以内。但し、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成28年12月末で終了する事業年度から平成30年12月末で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。したがって、本制度の対象となる取締役の員数は、5名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、その役位及び業績達成度に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金90百万円を上

限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し（執行役員分と合算して金150百万円）、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し本制度を継続する（これに応じて対象期間も延長します。）ことがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金90百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出し（但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式又は金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、金90百万円から、かかる残存株式相当額及び残存金額を控除した額とします。）、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に對するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の毎年所定の時期に、直前に終了する事業年度における役位及び業績達成度に応じてポイントを付与します。

但し、当社が3年間に取締役に付与するポイントの総数は、108,000ポイント（対応する当社株式数にして108,000株相当）を上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0(但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

(4) 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する前記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】

本制度の詳細につきましては、平成28年2月19日公表の「当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照願います。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 孔雀西の間
TEL (06) 6881-1111

【交通案内】

- JR大阪環状線桜ノ宮駅西口より徒歩約6分
- JR東西線大阪天満宮駅JR1号出入口より徒歩約14分
- 地下鉄堺筋線又は谷町線南森町駅3号出入口より徒歩約15分
- 地下鉄堺筋線扇町駅4号出入口より徒歩約15分



◎当日は、些少なからお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきます。

(お願い) お車でのご来場は、ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。